

石川県農林水産部試験研究評価に関する実施要綱

(目的)

第1条

この実施要綱は、石川県農林水産部公設試験研究機関が行う試験研究について石川県試験研究評価指針に沿った評価を実施するため、必要な事項を定める。

(評価の対象)

第2条

試験研究評価(以下「評価」という。)の対象は、普及・指導・依頼試験等を除く調査・試験・研究(以下「試験研究」という。)とする。

(評価の区分及び時期)

第3条

評価は、次の各号に定める区分毎にそれぞれの時期において行うものとする。

(1)事前評価

新規の試験研究を対象とし、着手する年度の予算要求までに評価する。

(2)中間評価

4年以上の研究期間を有する試験研究を対象とし、研究開始2年を経過した時点で、その実績を次年度の予算要求までに評価する。また研究開始4年目以降は、毎年、研究実績の進捗管理を行うこととする。

(3)事後評価

終了した試験研究で、終了年度の翌年度に評価する。

(評価項目及び評価方法)

第4条

評価項目は以下の項目とする。

評価は、それぞれ項目について5段階評価を行い、全項目を合計して研究課題の評価を決定する。

なお、評価基準については、運用細則で定める。

(1)事前評価

- ア 試験研究の必要性
- イ 目標達成の可能性
- ウ 新規性・先導性
- エ 成果の発展性

(2)中間評価

- ア 計画の妥当性
- イ 進捗度
- ウ 成果の実現性、普及の可能性

(3)事後評価

- ア 計画の妥当性
- イ 達成度
- ウ 普及の可能性

(評価の実施機関と評価委員会)

第5条

農林水産部長は、内部評価委員会を設置し、所管する全ての試験研究について、組織内部における評価(以下「内部評価」という。)を行うものとする。

- 2 農林水産部長は、外部の有識者で構成する外部評価委員会(石川県農林水産研究評価委員会)を設置し、内部評価を行った試験研究のうち、重要性や客観的な評価の必要性を考慮し、必要があると認めたものについて、評価(以下「外部評価」という。)を行うものとする。
- 3 内部評価委員会及び外部評価委員会の設置、運営のために必要な事項については、別に定める。

(内部評価の実施)

第6条

評価対象となる試験研究を担当する試験研究機関の職員(以下「担当研究職員」という。)は、当該試験研究の評価の区分に応じ、試験研究計画、中間報告、成果報告を内容とする試験研究評価調書(第1号様式)を作成するものとする。

- 2 試験研究機関の長(以下「所属長」という。)は、前項の試験研究評価調書により所属長評価を行い、その結果を内部評価票(第2号様式)に記載の上、当該試験研究評価調書に添えて、内部評価委員会に提出するものとする。
- 3 内部評価委員会は、所属長に試験研究評価調書、所属長評価結果について説明を行わせるものとする。
- 4 内部評価委員会委員は、試験研究評価調書、所属長評価結果等により当該試験研究を評価し、その結果を内部評価票に記載するものとする。
- 5 内部評価委員会の長は、各委員の評価を基に総合的な評価を行うものとし、評価結果を農林水産部長に送付する。

(外部評価の実施)

第7条

農林水産部長は、内部評価票の評価結果を確認した上で、実施が適当でありかつ重点研究課題と位置付ける試験研究等について、外部評価を行うものとする。

- 2 農林水産部長は、外部評価委員会委員の評価資料として、評価結果を転記した外部評価票(第3号様式)、同項の試験研究評価調書を提出するものとする。
- 3 農林水産部長は、外部評価委員会を開催し、試験研究機関の長等に、試験研究評価調書、内部評価結果等について説明を行わせるものとする。
- 4 外部評価委員会委員は、試験研究評価調書、内部評価結果等により、当該試験研究を評価し、その結果を外部評価票に記載するものとする。

- 5 外部評価委員会の長は、各委員の評価を基に総合的な評価を行うものとし、評価結果を農林水産部長に送付する。
- 6 農林水産部長は、外部評価票の内容により、当該評価に係る試験研究計画の改善、実施の是非等を決定し、その内容を外部評価委員会の長、内部評価委員会の長に送付するものとする。

(評価委員会委員等の責務)

第8条

内部評価委員会の委員並びに外部評価委員会の委員は、厳正な評価に努めるとともに、評価に当たって、知り得た情報を他に漏らしてはならない。

(評価結果の活用)

第9条

農林水産部長は、評価の結果を基に、当該試験研究機関における試験研究計画等の見直しを行うなど、その結果を活用するものとする。

(評価結果の公表)

第10条

各試験研究機関等は、外部評価の結果及びこれに基づく改善の取組みについては、個人情報や企業情報、知的財産権の内容等の機密保持が必要な場合を除き、適切な方法により県民、企業等に公開するものとする。

(その他)

第11条

この要綱に定めるもののほか、評価の実施に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成16年6月18日から施行する。

平成11年2月10日施行の石川県農林水産技術会議設置要綱は廃止する。